

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険文化センターでは、生命保険の正しい利用のしかたについて、やさしくご説明したパンフレットを作成しております。ご希望の方は、下記へお申し出くだされば実費にてご送付いたします。

(公財)生命保険文化センター TEL.03-5220-8510(代)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

インターネットホームページ <http://www.jili.or.jp>

- この冊子は、資料作成時の情報をもとに作成しております。
- 詳しくは、それぞれの保険種類の「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合などがありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
- 告知義務について
- 保険金・年金・給付金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について
- ご契約の復活について

業務または財産の状況が変化した場合および生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。詳しくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとエヌエヌ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してエヌエヌ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するエヌエヌ生命の承諾が必要になります。

生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

サービスセンター : 0120-521-513

受付時間 : 平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

インターネットでのお問い合わせ <https://www.nnlife.co.jp>

〈引受保険会社〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1

ニューオータニガーデンコート26F

TEL.03-5210-0300

<https://www.nnlife.co.jp>

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命の

保険種類のご案内

2018年4月作成



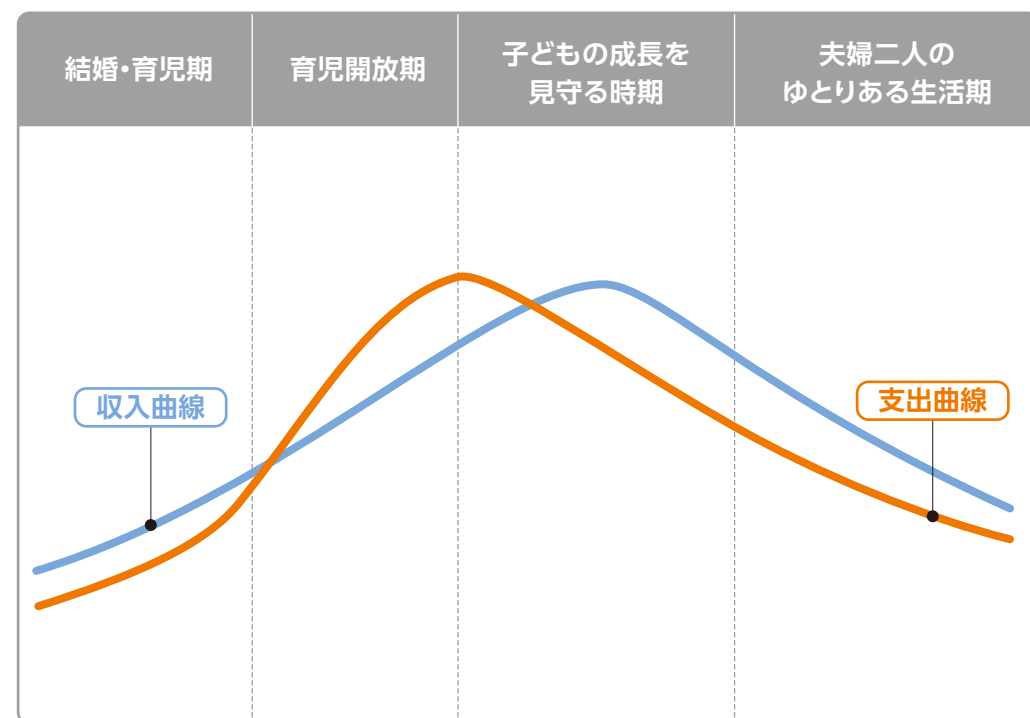
Contents

生命保険の上手な利用のしかた	1
お役に立つ生命保険／種類一覧	3
保険種類のご説明	5
特約のいろいろ	17
ご利用いただける各種制度(プラン)のご案内	23
ご検討・お申込みの際には必ずご確認ください	25

① ライフサイクルに合わせた生活設計

将来の生活設計を立てるときに役立つのが、ライフサイクル表です。収入がどのように変化し、いつどのような支出があるかをつかむことを目的としたものです。いつどんなお金が必要か、いつから準備をはじめればよいか分かり、計画的にライフサイクルに合わせた生活設計ができます。

収支曲線とライフサイクルのモデル



夫	29歳	→	42歳	→	60歳	→	70歳	→
妻	26歳	→	39歳	→	57歳	→	67歳	→
長男	0歳	→	12歳	→	22歳	→	30歳	→
長女	0歳	→	9歳	→	19歳	→	27歳	→
家庭	結婚		住宅購入		夫・定年退職・再就職			
子ども	育児・教育期間				大学卒業・結婚			

② 生活設計と経済準備

生活設計に基づく経済準備は、預貯金や信託、債券、株式など、様々な方法を組み合わせることで計画的にすすめることができます。しかしそれは、一家の働き手である世帯主が健在であることが前提です。したがって、世帯主に万一のときの家族の生活資金を含め、家族の幸せを守るためには次のような5つの経済準備が必要となります。生命保険は生活設計の確かな裏づけとして適切な経済準備の方法といえましょう。

世帯主が亡くなられた場合に必要な資金

- 遺族生活資金
末の子どもが独立するまでの家族の生活資金と、その後の配偶者の生活資金の合計です。

世帯主が長生きされた場合に必要な資金

- 老後生活資金
定年退職後の世帯主・配偶者それぞれの老後生活資金です。

世帯主の生死に関係なく必要な資金

- 住宅資金
- 子どもの教育・結婚資金
- 緊急予備資金
病院への支払い、葬儀費用、ローンの返済、家屋の修理費用などです。

③ ライフサイクルに合わせた生活設計をお考えください

年齢や家族構成、収入によって生命保険の利用目的も人それぞれ、選ぶ保険種類も変わってくるはずですが、下記の手順でご自身に必要な生命保険を考えてみてはいかがでしょうか。

- ① 加入する目的をはっきりさせる。
- ② 目的にあった保険種類を選ぶ。
- ③ どのような保障がいつまで必要か、保険期間を決める。
- ④ 保険金額を決める。

お役に立つ生命保険／種類一覧

生命保険にはいろいろな種類があります。利用目的別に分類・整理してみると下記の通りです。
本冊子ではエヌエヌ生命の保険種類をご利用の目的ごとにご紹介しておりますので、保険種類を選ぶ際にぜひご活用ください。

ご利用の目的	販売名称	統一分類名称	ページ
割安な保険料で大きな保障を望まれる方には…	クオリティ 定期保険	定期保険	P5・6
	スマートターム 無解約返戻金型定期保険		P5・6
割安な保険料で長期間の保障を望まれる方には…	スマートタームL* 低解約返戻金型定期保険		P5・6
一定の保険料で複利で増額する保障を望まれる方には…	遡増定期 主契約:定期タイプ 定期保険／ 低解約返戻金型遡増定期特約II		P7・8
万一のときの保障を毎月の収入としてご家族へ残されたい方には…	収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険		P7・8
合理的に「借入金」の返済資金の確保を望まれる方には…	債務返済保障プラン 無解約返戻金型収入保障保険		P7・8
万一の保障に加え、生活障害状態など生存中の保障も望まれる方には…	生活障害定期 生活障害保障型定期保険		P9・10
災害・重度疾病(急性心筋梗塞・脳卒中)による死亡保障を手厚く確保したい方には…	エマージェンシー プラス 無解約返戻金型 災害・重度疾病定期保険	P9・10	
一生涯の保障を望まれる方には…	終身保険* 終身保険	終身保険	P11・12
一生涯の保障を満たししかも一定の期間、複利で増額する保障を望まれる方には…	遡増定期 主契約:終身タイプ 終身保険／ 低解約返戻金型遡増定期特約II		P11・12

*スマートタームL(低解約返戻金型定期保険)および終身保険は、資料作成日現在新規募集を一時停止しています。

ご利用の目的	販売名称	統一分類名称	ページ
保障に重点をおきながら資金準備を望まれる方には…	養老保険 養老保険	養老保険	P11・12
ガンによる入院・手術などに対する一生涯の保障を望まれる方には…	終身ガン保険 終身ガン保険(10)	疾病・医療保険	P13・14
ガン、急性心筋梗塞、脳卒中に対する一定期間の保障を望まれる方には…	重大疾病保障保険 重大疾病保障保険		P13・14
予期せぬ事故・感染症に対する保障を望まれる方には…	アクシブロック 長期傷害保険I型 (終身タイプ・有期タイプ)	傷害保険	P15・16
保険金を生存中に受取りたい方には…	リビング・ニーズ特約	特約	P17
受取人が保険金などを請求できないときに備えて…	指定代理請求特約		P17
保障に代えて年金を受取りたい方には…	年金支払移行特約		P18
保険金を年金で受取りたい方には…	年金支払特約		P19
予期せぬ事故・感染症による死亡・高度障害に備えて…	災害割増特約		P20
予期せぬ事故・感染症に対する保障を望まれる方には…	長期傷害保険特約		P20

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約								
<p>クオリティ</p> <p>定期保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一定期間の保障のため、生涯を通して保障が続く終身保険に比べて、保険料が割安です。 ●80歳や100歳までといった長期にわたる大きな保障も確保できます。 ●年満了の場合、被保険者の健康状態にかかわらず、ご契約は自動更新されます。(被保険者年齢が80歳まで) <p>※更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢および保険料率によります。</p>		<p>■ご契約例</p> <table border="0"> <tr><td>年齢</td><td>35歳</td></tr> <tr><td>保険期間</td><td>10年</td></tr> <tr><td>保険料払込期間</td><td>10年</td></tr> <tr><td>保険金額</td><td>5,000万円</td></tr> </table> <p>■契約年齢</p> <p>15歳～80歳</p>	年齢	35歳	保険期間	10年	保険料払込期間	10年	保険金額	5,000万円	<p>低解約返戻金型 連増定期特約II</p> <p>災害割増特約</p> <p>長期傷害保険特約</p> <p>年金支払特約</p> <p>健康体料率適用特約</p> <p>優良体料率適用特約</p> <p>リビング・ニーズ 特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
年齢	35歳											
保険期間	10年											
保険料払込期間	10年											
保険金額	5,000万円											

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約								
<p>スマートターム</p> <p>無解約返戻金型定期保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな保障が必要なときに重点的に確保できます。 ●解約返戻金がないため、保険料が割安です。 ●年満了の場合、被保険者の健康状態にかかわらず、ご契約は自動更新されます。(被保険者年齢が80歳まで) <p>※更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢および保険料率によります。</p>	<p>※この保険には保険期間を通して解約返戻金はありません。</p>	<p>■ご契約例</p> <table border="0"> <tr><td>年齢</td><td>40歳</td></tr> <tr><td>保険期間</td><td>15年</td></tr> <tr><td>保険料払込期間</td><td>15年</td></tr> <tr><td>保険金額</td><td>5,000万円</td></tr> </table> <p>■契約年齢</p> <p>15歳～75歳</p>	年齢	40歳	保険期間	15年	保険料払込期間	15年	保険金額	5,000万円	<p>災害割増特約</p> <p>年金支払特約</p> <p>健康体料率適用特約</p> <p>優良体料率適用特約</p> <p>リビング・ニーズ 特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
年齢	40歳											
保険期間	15年											
保険料払込期間	15年											
保険金額	5,000万円											

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約										
<p>スマートタームL</p> <p>低解約返戻金型定期保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●低解約返戻金期間を設定することにより、割安な保険料で100歳までの長期間にわたる保障を確保できます。 ●万一のときの備えだけでなく、低解約返戻金期間満了後は解約返戻金も活用でき、突然の出費や老後の生活に対して備えることができます。 ●保険料払込期間を短期払とすることもできます。(契約年齢:20歳～60歳) <p>※低解約返戻金期間(ご契約から所定の期間)中の解約返戻金は解約返戻金を抑制しない場合の解約返戻金に低解約返戻金割合(70%)を乗じて得た金額となります。</p> <p>※本商品は、資料作成日現在新規募集を一時停止しています。</p>	<p>全期払の場合</p>	<p>■ご契約例</p> <table border="0"> <tr><td>年齢</td><td>50歳</td></tr> <tr><td>保険期間</td><td>100歳満了</td></tr> <tr><td>保険料払込期間</td><td>100歳満了</td></tr> <tr><td>低解約返戻金期間</td><td>64歳迄</td></tr> <tr><td>保険金額</td><td>5,000万円</td></tr> </table> <p>■契約年齢</p> <p>20歳～78歳</p>	年齢	50歳	保険期間	100歳満了	保険料払込期間	100歳満了	低解約返戻金期間	64歳迄	保険金額	5,000万円	<p>年金支払特約</p> <p>年金支払移行特約</p> <p>長期傷害保険特約</p> <p>リビング・ニーズ 特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
年齢	50歳													
保険期間	100歳満了													
保険料払込期間	100歳満了													
低解約返戻金期間	64歳迄													
保険金額	5,000万円													

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約				
<p>逓増定期 主契約:定期タイプ</p> <p>定期保険/ 低解約返戻金型逓増定期特約II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者に必要な大型保障を無駄なく効率的に準備できます。 ● 特約基準保険金額が5倍を限度に逓増します。 ● 保険料は変わらず保険金が増加します。 <p>低解約返戻金期間中の低解約返戻金型逓増定期特約IIの解約返戻金は、解約返戻金を抑制しない場合の金額に、各保険年度の低解約返戻金割合を乗じて得た金額となります。</p> <p>特約は保障パターンを年齢により複数の型から選択可能です。</p>	<p>低解約返戻金型逓増定期特約II (M型)</p> <p>年50%複利で毎年逓増 (特約基準保険金額の5倍を限度)</p> <p>特約基準保険金額 1億円</p> <p>逓増率0%(7年間)</p> <p>年50%複利</p> <p>5億円</p> <p>主契約 50万円</p> <p>定期保険</p> <p>前期期間 後期期間</p> <p>保険期間/保険料払込期間22年</p> <p>50歳ご契約 57歳 61歳 72歳満了</p>	<p>■ご契約例</p> <p>年齢 50歳 保険期間 22年 保険料払込期間 22年 保険金額</p> <table border="1"> <tr> <td>低解約返戻金型逓増定期特約II (M型)</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>定期保険</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>■契約年齢 25歳~70歳</p>	低解約返戻金型逓増定期特約II (M型)	1億円	定期保険	50万円	<p>災害割増特約</p> <p>長期傷害保険特約</p> <p>年金支払特約</p> <p>リビング・ニーズ特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
低解約返戻金型逓増定期特約II (M型)	1億円							
定期保険	50万円							

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約
<p>収入保障保険</p> <p>無解約返戻金型収入保障保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 万一のとき毎月年金をお支払いします。 ● 必要な期間にあわせて保険期間をご選択いただけます。 ● 保険料が一定の「平準払」と、保険料が毎年減少する「逓減払」からご選択いただけます。 ● ご契約時に特定疾病保険料払込免除特則を適用されますと、ガン*、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みが免除されます。 <p>*「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除きます。また、ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。</p> <p>※各特則のお取扱いには、所定の条件があります。 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。 ※この保険には保険期間を通して解約返戻金はありません。</p>	<p>45歳でお亡くなりになった場合</p> <p>35歳ご契約 45歳死亡</p> <p>毎月20万円 × 12ヶ月 × 15年間</p> <p>保険期間満了まで年金をお受けいただけます。</p> <p>60歳 (年金支払終了)</p> <p>59歳でお亡くなりになった場合</p> <p>35歳ご契約 59歳死亡</p> <p>毎月20万円 × 12ヶ月 × 2年間</p> <p>保証期間(2年)があるため、2年間年金をお受けいただけます。</p> <p>年金支払終了(61歳)</p> <p>※上図はそれぞれの保険年度始にお亡くなりになった場合を表しています。 ※年金支払事由発生日から保険期間満了日までが保証期間未満の場合には、保証期間分の年金のお支払いを保証します。なお、「逓減払」の場合は保証期間がありません。</p>	<p>■ご契約例</p> <p>年齢・性別 35歳・男性 保険期間 25年 保険料払込期間 25年 保証期間 2年 年金月額 20万円</p> <p>■契約年齢 平準払 15歳~75歳 逓減払 15歳~75歳</p>	<p>災害割増特約</p> <p>健康体料率適用特約</p> <p>優良体料率適用特約</p> <p>指定代理請求特約</p>

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約																
<p>債務返済保障プラン</p> <p>無解約返戻金型収入保障保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 万一のときの「借入金」の返済資金を合理的に準備できます。 ● 返済期間にあわせて保険期間をご選択いただけます。 ● 保険料が一定の「平準払」と、保険料が毎年減少する「逓減払」からご選択いただけます。 ● ご契約時に特定疾病保険料払込免除特則を適用されますと、ガン*、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みが免除されます。 <p>*「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除きます。また、ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。</p> <p>※各特則のお取扱いには、所定の条件があります。 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。 ※この保険には保険期間を通して解約返戻金はありません。</p>	<p>保険金額(年金現価)の推移</p> <p>50歳ご契約 57歳満了</p> <p>● 保険金額(年金現価)推移表(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険年度</th> <th>保険金額(年金現価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>48,778,800</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>42,067,200</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>35,272,200</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>28,392,000</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>21,425,400</td> </tr> <tr> <td>6年</td> <td>14,372,400</td> </tr> <tr> <td>7年</td> <td>14,372,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上図・上表はそれぞれ保険年度始に死亡・高度障害状態となられた場合を表しています。 ※上表の保険金額は年金現価による一括受取額です。年金でも受取ることができます。 ※年金支払事由発生日から保険期間満了日までが保証期間未満の場合には、保証期間分の年金のお支払いを保証します。なお、「逓減払」の場合は保証期間がありません。</p>	保険年度	保険金額(年金現価)	1年	48,778,800	2年	42,067,200	3年	35,272,200	4年	28,392,000	5年	21,425,400	6年	14,372,400	7年	14,372,400	<p>■ご契約例</p> <p>年齢・性別 50歳・男性 保険期間 7年 保険料払込期間 7年 保証期間 2年 年金月額 60万円</p> <p>■契約年齢 平準払 15歳~75歳 逓減払 15歳~75歳</p>	<p>災害割増特約</p> <p>健康体料率適用特約</p> <p>優良体料率適用特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
保険年度	保険金額(年金現価)																			
1年	48,778,800																			
2年	42,067,200																			
3年	35,272,200																			
4年	28,392,000																			
5年	21,425,400																			
6年	14,372,400																			
7年	14,372,400																			

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約
<p>生活障害定期</p> <p>生活障害保障型定期保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者に必要な大型保障を無駄なく効率的に準備できます。 ● 死亡時の保障だけでなく、所定の高度障害状態または所定の生活障害状態となった場合の「生存中の保障」も確保できます。 ● 保険料は期間を通じて一定です。 <p>※死亡保険金と生活障害保険金は重複してお支払いしません。</p>	<p>お亡くなりになったとき 高度障害・生活障害状態のとき 1億円</p> <p>保険期間 / 保険料払込期間 27年</p> <p>50歳ご契約 77歳満了</p>	<p>■ご契約例</p> <p>年齢 50歳 保険期間 77歳満了 保険料払込期間 77歳満了 保険金額 1億円</p> <p>■契約年齢 15歳～80歳</p>	<p>年金支払特約</p> <p>リビング・ニーズ特約</p> <p>指定代理請求特約</p>

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約												
<p>エマージェンシープラス</p> <p>無解約返戻金型 災害・重度疾病定期保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害・重度疾病(急性心筋梗塞・脳卒中)による死亡保障を手厚く確保できます。 ● 災害・重度疾病以外の死亡保障も確保できます。 ● ご契約に際して医師の診査は不要です。 <p>※契約日からその日を含めて1年間の支払削減期間があります。 ※支払削減期間中(1年)の重度疾病死亡保険金の金額は基準保険金額の50%、死亡保険金の金額は基準保険金額の25%となります。 ※支払削減期間経過後の重度疾病死亡保険金の金額は基準保険金額の100%、死亡保険金の金額は基準保険金額の50%となります。 ※災害死亡保険金については削減の対象となりません。 ※災害死亡保険金と重度疾病死亡保険金は重複してお支払いしません。 ※この保険には、高度障害状態になられたときにお支払いする保険金はありません。 ※この保険には保険期間を通して解約返戻金はありません。</p>	<p>基準保険金額 1億円</p> <p>災害死亡保険金</p> <p>重度疾病死亡保険金</p> <p>死亡保険金</p> <p>支払削減期間(1年)</p> <p>保険期間 / 保険料払込期間</p> <p>50歳ご契約 90歳満了</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金</th> <th>支払削減期間中(ご契約日より1年)</th> <th>支払削減期間経過後(2年目以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害死亡保険金</td> <td>10,000万円</td> <td>10,000万円</td> </tr> <tr> <td>重度疾病死亡保険金</td> <td>5,000万円</td> <td>10,000万円</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>2,500万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	保険金	支払削減期間中(ご契約日より1年)	支払削減期間経過後(2年目以降)	災害死亡保険金	10,000万円	10,000万円	重度疾病死亡保険金	5,000万円	10,000万円	死亡保険金	2,500万円	5,000万円	<p>■ご契約例</p> <p>年齢 50歳 保険期間 90歳満了 保険料払込期間 90歳満了 基準保険金額 1億円</p> <p>■契約年齢 15歳～80歳</p>	<p>年金支払特約</p> <p>リビング・ニーズ特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
保険金	支払削減期間中(ご契約日より1年)	支払削減期間経過後(2年目以降)														
災害死亡保険金	10,000万円	10,000万円														
重度疾病死亡保険金	5,000万円	10,000万円														
死亡保険金	2,500万円	5,000万円														

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約								
<p>終身保険</p> <p>終身保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯を通して保障が続く保険です。 ●一生涯の保障ですから相続対策としても有効です。 <p>※本商品は、資料作成日現在新規募集を一時停止しています。</p>	<p>死亡・高度障害のとき 1,000万円</p> <p>一生涯保障</p> <p>保険料払込期間30年</p> <p>35歳ご契約 65歳払込満了</p>	<p>■ご契約例</p> <table> <tr> <td>年齢</td> <td>35歳</td> </tr> <tr> <td>保険期間</td> <td>終身</td> </tr> <tr> <td>保険料払込期間</td> <td>65歳払済</td> </tr> <tr> <td>保険金額</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> <p>■契約年齢 15歳～80歳</p>	年齢	35歳	保険期間	終身	保険料払込期間	65歳払済	保険金額	1,000万円	<p>低解約返戻金型 逓増定期特約II</p> <p>定期保険特約</p> <p>災害割増特約</p> <p>年金支払特約</p> <p>年金支払移行特約</p> <p>リビング・ニース 特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
年齢	35歳											
保険期間	終身											
保険料払込期間	65歳払済											
保険金額	1,000万円											

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約														
<p>逓増定期</p> <p>主契約:終身タイプ</p> <p>終身保険 / 低解約返戻金型逓増定期特約II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●経営者に必要な大型保障を無駄なく効率的に準備できます。 ●特約基準保険金額が5倍を限度に逓増します。 ●保険料は変わらず保険金が増加します。 <p>低解約返戻金期間中の低解約返戻金型逓増定期特約IIの解約返戻金は、解約返戻金を抑制しない場合の金額に、各保険年度の低解約返戻金割合を乗じて得た金額となります。 特約は保障パターンを年齢により複数の型から選択可能です。</p>	<p>低解約返戻金型逓増定期特約II(M型)</p> <p>年50%複利で毎年逓増 (特約基準保険金額の5倍を限度)</p> <p>5億円</p> <p>特約基準保険金額 1億円</p> <p>逓増率0%(7年間)</p> <p>年50%複利</p> <p>主契約 50万円</p> <p>終身保険 一生涯保障</p> <p>前期期間 後期期間</p> <p>特約保険期間/保険料払込期間22年</p> <p>50歳ご契約 57歳 61歳 72歳払込満了</p>	<p>■ご契約例</p> <table> <tr> <td>年齢</td> <td>50歳</td> </tr> <tr> <td>保険期間</td> <td>終身</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(低解約返戻金型逓増定期特約II部分は22年間)</td> </tr> <tr> <td>保険料払込期間</td> <td>22年払済</td> </tr> <tr> <td>保険金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低解約返戻金型逓増定期特約II(M型)</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>終身保険</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>■契約年齢 25歳～70歳</p>	年齢	50歳	保険期間	終身	(低解約返戻金型逓増定期特約II部分は22年間)		保険料払込期間	22年払済	保険金額		低解約返戻金型逓増定期特約II(M型)	1億円	終身保険	50万円	<p>定期保険特約</p> <p>災害割増特約</p> <p>年金支払特約</p> <p>年金支払移行特約</p> <p>リビング・ニース 特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
年齢	50歳																	
保険期間	終身																	
(低解約返戻金型逓増定期特約II部分は22年間)																		
保険料払込期間	22年払済																	
保険金額																		
低解約返戻金型逓増定期特約II(M型)	1億円																	
終身保険	50万円																	

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約										
<p>養老保険</p> <p>養老保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●万一のときには死亡保険金をお支払いします。 ●満期を迎えると満期保険金をお受取りいただけます。 	<p>死亡・高度障害のとき 500万円</p> <p>満期保険金 500万円</p> <p>保険期間/保険料払込期間20年</p> <p>40歳ご契約 60歳満期</p>	<p>■ご契約例</p> <table> <tr> <td>年齢</td> <td>40歳</td> </tr> <tr> <td>保険期間</td> <td>20年満期</td> </tr> <tr> <td>保険料払込期間</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金額</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>満期保険金額</td> <td>500万円</td> </tr> </table> <p>■契約年齢 15歳～78歳</p>	年齢	40歳	保険期間	20年満期	保険料払込期間	20年	死亡保険金額	500万円	満期保険金額	500万円	<p>定期保険特約</p> <p>災害割増特約</p> <p>年金支払特約</p> <p>リビング・ニース 特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
年齢	40歳													
保険期間	20年満期													
保険料払込期間	20年													
死亡保険金額	500万円													
満期保険金額	500万円													

終身ガン保険

終身ガン保険(10)

特徴

- ガンによる死亡はもちろんのこと、入院・手術まで手厚く保障します。
- ガン以外の理由でお亡くなりになった場合も、死亡保険金をお支払いします。
- ご契約に際して医師の診査は不要です。

■保険金・給付金のお支払事由・お支払限度

お支払いする保険金・給付金	保険金・給付金のお支払事由	保険金・給付金のお支払限度
ガン入院給付金	ガンの治療を目的に入院されたとき	1入院：1,000日 通算：1,000日
ガン手術給付金	ガンの治療を目的に所定の手術をされたとき	25回
ガン診断給付金	ガンと診断確定され、その治療を目的として入院を開始されたとき	1回
ガン高度障害保険金	ガンを直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき	/
ガン死亡保険金	ガンを直接の原因としてお亡くなりになったとき	
死亡保険金	ガン死亡保険金のお支払事由以外の原因でお亡くなりになったとき	

※ガン死亡保険金・死亡保険金やガン高度障害保険金のお支払事由に該当し、いずれかの保険金をお支払いした場合には、ご契約は消滅します。ガン死亡保険金・死亡保険金とガン高度障害保険金は重複してお支払いしません。

ご契約について

■ご契約例
ガン入院給付金日額 10,000円
保険期間 終身
保険料払込期間 終身

■契約年齢
15歳～75歳

付加できる主な特約

指定代理請求特約

しくみ図(イメージ図)

■給付例

給付の種類	1型	2型	3型	4型
ガン入院給付金	日額 10,000円	日額 10,000円	日額 10,000円	日額 10,000円
ガン手術給付金	20万円	20万円	20万円	20万円
ガン診断給付金	給付はありません	300万円	給付はありません	100万円
ガン高度障害保険金	1,000万円	1,000万円	100万円	100万円
ガン死亡保険金	1,000万円	1,000万円	100万円	100万円
死亡保険金	10万円	10万円	10万円	10万円

▲保険期間の始期 ▲ガン給付に関する責任開始

※ガン給付については、保険期間の始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日から保障が開始されます。

重大疾病保障保険

重大疾病保障保険

特徴

- 悪性新生物(ガン)*と診断確定されたとき、急性心筋梗塞または脳卒中により所定の状態に該当されたとき、重大疾病保険金をお受取りいただけます。
- 保険料は期間を通じて一定です。

*[上皮内新生物]および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除きます。また、ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。

ご契約について

■ご契約例
年齢 55歳
保険期間 80歳満了
保険料払込期間 80歳満了
保険金額 1億円

■契約年齢
15歳～70歳

付加できる主な特約

年金支払特約

指定代理請求特約

しくみ図(イメージ図)

▲保険期間の始期 ▲ガン給付に関する責任開始

※重大疾病保険金の複数の支払事由に該当した場合でも、重大疾病保険金は重複してお支払いしません。また、重大疾病保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。

※死亡給付金は重大疾病保険金よりも少ない金額となり、ごく少額か、まったくない場合があります。

販売名称	特徴	しくみ図(イメージ図)	ご契約について	付加できる主な特約						
<p>アクシブロック</p> <p>長期傷害保険I型 〈終身タイプ・有期タイプ〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の不慮の事故による傷害または所定の感染症によりお亡くなりになったとき、災害死亡保険金をお支払いします。 ● 所定の不慮の事故により所定の障害状態になられたとき、その障害等級に応じて障害給付金をお受取りいただけます。 ● 長期傷害保険用災害入院特約の付加により入院も保障します。 ● ご契約に際して医師の診査は不要です。 	<p>■ 保険期間</p> <p>有期タイプ(10年間保障) 終身タイプ(一生涯保障)</p> <p>■ 給付例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害死亡保険金</p> <p>所定の不慮の事故またはSARSなどの所定の感染症によりお亡くなりになったとき 2,000万円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障害給付金</p> <p>所定の不慮の事故により、 所定の障害状態になられたとき</p> <table border="0"> <tr> <td>第1級</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>1,400万円</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害入院給付金</p> <p>ケガ・所定の感染症により、5日以上継続して入院されたとき 5日目から1日につき 10,000円*</p> </div> <p><small>*災害入院給付金のお支払限度は、同一の不慮の事故または感染症による入院についての災害入院給付金のお支払限度および通算限度ともに730日となります。</small></p>	第1級	2,000万円	第2級	1,400万円	第3級	1,000万円	<p>■ ご契約例</p> <p>災害保険金額 2,000万円 災害入院給付金日額 10,000円</p> <p>■ 契約年齢</p> <p>15歳～75歳</p>	<p>長期傷害保険用 災害入院特約</p> <p>年金支払特約</p> <p>指定代理請求特約</p>
第1級	2,000万円									
第2級	1,400万円									
第3級	1,000万円									

特約のいろいろ

販売名称	特徴						
<h1>リビング・ニーズ特約</h1> <p>付加できる主契約</p> <p>定期保険 生活障害保障型定期保険 無解約返戻金型定期保険 終身保険 低解約返戻金型定期保険 養老保険 無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が余命6ヶ月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部を特約保険金の受取人にお支払いします。 ●特約保険料は必要ありません。 ●特約保険金受取人が被保険者の場合、受取った保険金は非課税となります。 <p>※税務については、資料作成時に施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リビング・ニーズ特約保険金の支払対象となる特約は定期保険特約、低解約返戻金型遡増定期特約Ⅱのみです。 						
<p>指定保険金額3,000万円を請求した場合</p> <p>ご契約時 死亡・高度障害のとき 5,000万円 ご請求日(余命6ヶ月以内と判断されたとき) 指定保険金額3,000万円 定期保険特約 2,400万円を減額 継続保障 死亡・高度障害保険金 2,000万円 終身保険600万円を減額</p> <p>■ご契約例</p> <table border="1"> <tr> <td>●終身保険</td> <td>1,000万円</td> <td>保険金額</td> </tr> <tr> <td>●定期保険特約</td> <td>4,000万円</td> <td>保険金額</td> </tr> </table> <p>●リビング・ニーズ特約による特約保険金額 3,000万円 - 6ヶ月間の指定保険 - 6ヶ月間の(指定保険金額) - 金額に対応する利息 - 保険料の現価</p> <p>※終身保険部分と定期保険特約部分をそれぞれの保険金額の割合に応じて減額します。</p>		●終身保険	1,000万円	保険金額	●定期保険特約	4,000万円	保険金額
●終身保険	1,000万円	保険金額					
●定期保険特約	4,000万円	保険金額					

※上図はイメージ図です。
 ※ご契約の満了日までの残存期間が1年以内の場合は、特約保険金のお支払いはできません。無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険の場合、ご契約から1年以内についても、特約保険金のお支払いはできません。
 ※商品ごとのお取扱いに関しては諸条件があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	特徴
<h1>指定代理請求特約</h1> <p>付加できる主契約</p> <p>全保険種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者を受取人とする保険金などについて、受取人の方に代わって保険金などの請求ができます。 ●特別な事情により受取人の方からの請求が困難な場合でも、代理の方から速やかにご請求いただけます。 ●特約保険料は必要ありません。

※終身保険は、資料作成日現在新規募集を一時停止しています。

販売名称	特徴								
<h1>年金支払移行特約</h1> <p>付加できる主契約</p> <p>低解約返戻金型定期保険 終身保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●将来の保障に代えて、年金をお受取りいただけます。 ●特約保険料は必要ありません。 <p>※ご契約時は付加することができません。</p>								
<p>年金支払移行特約を付加した場合</p> <p>■ご契約例</p> <table border="1"> <tr> <td>●保険種類</td> <td>終身保険</td> <td>●年金種類</td> <td>確定年金</td> </tr> <tr> <td>●年齢</td> <td>40歳</td> <td>●保険料払込期間</td> <td>10年</td> </tr> </table> <p>■上記ご契約例において60歳で年金支払移行特約を付加した場合</p> <p>40歳ご契約 50歳 60歳 特約付加</p> <p>年金支払移行 年金支払期間 年金受取</p> <p>※年金支払移行特約を付加される場合、年金額は特約締結日における基礎率(予定利率、予定死亡率など)などにより計算されます。なお、経済情勢、平均寿命の変化などにより、基礎率などは将来的に変更される可能性があります。</p> <p>※上図はイメージ図です。</p>		●保険種類	終身保険	●年金種類	確定年金	●年齢	40歳	●保険料払込期間	10年
●保険種類	終身保険	●年金種類	確定年金						
●年齢	40歳	●保険料払込期間	10年						
<p>年金の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金の種類</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>①あらかじめ定めた一定期間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②最終の年金支払日前に被保険者がお亡くなりになったときは、未払いの年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>10年保証終身年金</td> <td>①被保険者が生存されている間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②保証期間中に被保険者がお亡くなりになったときは、保証期間の残存期間に対応する年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。 ※10年保証終身年金をご選択される場合は、被保険者の年齢が50歳以上であることを要します。</td> </tr> <tr> <td>連生終身年金</td> <td>①被保険者とその配偶者が共に生存されている間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②被保険者またはその配偶者のいずれかが生存されている間、①の年金額の70%に相当する額の年金をお受取りいただけます。 ③保証期間中に被保険者およびその配偶者が共にお亡くなりになったときは、保証期間の残存期間に対応する年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。この場合、未払いの年金額は②の年金額とします。 ※連生終身年金をご選択される場合は、被保険者および配偶者の年齢が50歳以上であることを要します。</td> </tr> </tbody> </table>		年金の種類	特徴	確定年金	①あらかじめ定めた一定期間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②最終の年金支払日前に被保険者がお亡くなりになったときは、未払いの年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。	10年保証終身年金	①被保険者が生存されている間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②保証期間中に被保険者がお亡くなりになったときは、保証期間の残存期間に対応する年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。 ※10年保証終身年金をご選択される場合は、被保険者の年齢が50歳以上であることを要します。	連生終身年金	①被保険者とその配偶者が共に生存されている間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②被保険者またはその配偶者のいずれかが生存されている間、①の年金額の70%に相当する額の年金をお受取りいただけます。 ③保証期間中に被保険者およびその配偶者が共にお亡くなりになったときは、保証期間の残存期間に対応する年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。この場合、未払いの年金額は②の年金額とします。 ※連生終身年金をご選択される場合は、被保険者および配偶者の年齢が50歳以上であることを要します。
年金の種類	特徴								
確定年金	①あらかじめ定めた一定期間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②最終の年金支払日前に被保険者がお亡くなりになったときは、未払いの年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。								
10年保証終身年金	①被保険者が生存されている間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②保証期間中に被保険者がお亡くなりになったときは、保証期間の残存期間に対応する年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。 ※10年保証終身年金をご選択される場合は、被保険者の年齢が50歳以上であることを要します。								
連生終身年金	①被保険者とその配偶者が共に生存されている間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②被保険者またはその配偶者のいずれかが生存されている間、①の年金額の70%に相当する額の年金をお受取りいただけます。 ③保証期間中に被保険者およびその配偶者が共にお亡くなりになったときは、保証期間の残存期間に対応する年金の現価を一時に年金受取人にお支払いします。この場合、未払いの年金額は②の年金額とします。 ※連生終身年金をご選択される場合は、被保険者および配偶者の年齢が50歳以上であることを要します。								

販売名称	特徴
<h2>年金支払特約</h2> <p>付加できる主契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期保険 終身保険 無解約返戻金型定期保険 養老保険 低解約返戻金型定期保険 重大疾病保障保険 生活障害保障型定期保険 長期傷害保険 無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金の全部または一部を年金でお受取りいただけます。 ●特約は保険金が支払われるまでの期間、いつでも付加することができます。 ●特約保険料は必要ありません。

年金支払特約を付加した場合

■ご契約例

●保険種類	定期保険	●年金種類	確定年金
●年齢	50歳	●保険期間／保険料払込期間	100歳満了

※年金支払特約を付加される場合、年金額は保険金の支払事由が発生したときにおける基礎率など(予定利率、予定死亡率など)により計算されます。なお、経済情勢、平均寿命の変化などにより、基礎率などは将来的に変更される可能性があります。

■上記ご契約例において70歳で被保険者がお亡くなりになった場合

死亡・高度障害のとき **5,000万円**

年金支払期間

年金受取

※上図はイメージ図です。

年金の種類	
確定年金	①あらかじめ定めた一定期間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②最終の年金支払日前に年金受取人がお亡くなりになったときは、未払いの年金の現価を一時に年金受取人の法定相続人にお支払いします。
10年保証終身年金	①年金受取人が生存されている間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②保証期間中に年金受取人がお亡くなりになったときは、保証期間の残存期間に対応する年金の現価を一時に年金受取人の法定相続人にお支払いします。 ※10年保証終身年金をご選択される場合は、年金受取人の年齢が50歳以上であることを要します。
連生終身年金	①年金受取人とその配偶者が共に生存されている間、所定の年金額をお受取りいただけます。 ②年金受取人またはその配偶者のいずれかが生存されている間、①の年金額の70%に相当する額の年金をお受取りいただけます。 ③保証期間中に年金受取人およびその配偶者が共にお亡くなりになったときは、保証期間の残存期間に対応する年金の現価を一時に年金受取人(年金受取人が先に死亡された場合は、その配偶者)の法定相続人にお支払いします。この場合、未払いの年金額は②の年金額とします。 ※連生終身年金をご選択される場合は、年金受取人および配偶者の年齢が50歳以上であることを要します。

販売名称	特徴
<h2>災害割増特約</h2> <p>付加できる主契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期保険 終身保険 無解約返戻金型定期保険 養老保険 無解約返戻金型収入保障保険 	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の不慮の事故による傷害または所定の感染症によりお亡くなりになったとき、災害死亡保険金をお支払いします。 ●所定の不慮の事故による傷害または所定の感染症により高度障害状態になられたとき、災害高度障害保険金をお受取りいただけます。 ●保険期間満了後、被保険者の健康状態にかかわらず、ご契約は自動更新されます。(主契約が更新可能な場合のみ) ※更新後のご契約の保険料は、更新日の被保険者の年齢および保険料率によります。

災害割増特約を付加した場合

■ご契約例

●年齢	35歳	●保険期間／保険料払込期間	30年
●定期保険	1,000万円		
●災害割増特約	1,500万円		

35歳ご契約

65歳満了 ※上図はイメージ図です。

■契約年齢
15歳～75歳

販売名称	特徴
<h2>長期傷害保険特約</h2> <p>付加できる主契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期保険 低解約返戻金型定期保険 	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の不慮の事故による傷害または所定の感染症によりお亡くなりになったとき、災害死亡保険金をお支払いします。 ●所定の不慮の事故による傷害により所定の障害状態になられたとき、その障害等級に応じて障害給付金をお受取りいただけます。

長期傷害保険特約を付加した場合

■ご契約例

●年齢	50歳	●保険期間	100歳満了	●保険料払込期間	60歳払済
●低解約返戻金型定期保険	1,000万円				
●長期傷害保険特約	3,000万円				

50歳ご契約

60歳

100歳満了 ※上図はイメージ図です。

■契約年齢
15歳～75歳

*低解約返戻金型定期保険は、低解約返戻金期間(ご契約から所定の期間)中の解約返戻金を抑制するしくみで保険料を算出しています。低解約返戻金期間中の解約返戻金は、解約返戻金を抑制しない場合の解約返戻金に、低解約返戻金割合(70%)を乗じて得た金額となります。
※低解約返戻金型定期保険は、資料作成日現在新規募集を一時停止しています。

その他特約

<p>逡増する経営者の責任にあわせた合理的な保障に</p>	<p>低解約返戻金型逡増定期特約II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・高度障害の場合、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いします。 ● 保障は特約保険期間中、所定の逡増率に応じて逡増限度に達するまで逡増します。 ● 型により低解約返戻金期間および低解約返戻金割合が異なり、ニーズに応じて複数の特約の型からご選択可能です。
<p>死亡保障の充実に</p>	<p>定期保険特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・高度障害の場合、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いします。
<p>保険料を割安に</p>	<p>健康体料率適用特約 健康体料率適用特約(特約用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 血圧などについて所定の基準を満たす場合、保険料が割引になります。
<p>保険料をより割安に</p>	<p>優良体料率適用特約 優良体料率適用特約(特約用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 血圧・体格・喫煙歴などについて所定の基準を満たす場合、保険料が割引になります。

■各特約と主な主契約との組み合わせ一覧 (特約が付加できるもの=○) ※契約年齢・保険期間 など契約条件により異なる場合があります。

主契約	特約	低解約返戻金型逡増定期特約II	定期保険特約	健康体料率適用特約	優良体料率適用特約	長期傷害保険特約	災害割増特約	年金支払特約	年金支払移行特約	リビング・ニーズ特約	指定代理請求特約
クオリティ 定期保険		○	—	○	○	○	○	○	—	○	○
スマートターム 無解約返戻金型定期保険		—	—	○	○	—	○	○	—	○	○
スマートタームL 低解約返戻金型定期保険		—	—	—	—	○	—	○	○	○	○
収入保障保険・債務返済保障プラン 無解約返戻金型収入保障保険		—	—	○	○	—	○	—	—	—	○
生活障害定期 生活障害保障型定期保険		—	—	—	—	—	—	○	—	○	○
エマージェンシー プラス 無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険		—	—	—	—	—	—	○	—	○	○
終身保険 終身保険		○	○	—	—	—	○	○	○	○	○
養老保険 養老保険		—	○	—	—	—	○	○	—	○	○
重大疾病保障保険 重大疾病保障保険		—	—	—	—	—	—	○	—	—	○
アクシブロック 長期傷害保険I型(終身タイプ・有期タイプ)		—	—	—	—	—	—	○	—	—	○

※スマートタームL(低解約返戻金型定期保険)および終身保険は、資料作成日現在新規募集を一時停止しています。

ご利用いただける各種制度(プラン)のご案内

余裕資金を有効に活かしたい方へ

前納

年払保険料をまとめてお払いいただく方法です。前納保険料は所定の利率で割り引き、毎年の契約応当日に保険料として充当します。したがって、前納保険料は年払による合計額に比べて割安となります。ご契約が途中で消滅(死亡・解約など)した場合、保険料前納金の残額があれば払いもどします。なお、払込期間分の全保険料を前納する方法を全期前納といいます。
※半年払、月払の場合、払込方法を年払に変更していただく必要があります。

急に資金が必要になったとき

契約者貸付制度

一時的に資金がご入用のときは解約返戻金の範囲内かつ会社の取扱範囲内(保険種類により異なります。)をご利用いただけます。

- 利息は会社所定の利率で計算します。(複利計算)
- 返済方法は全額(一括)返済または一部返済となります。
- 保険金や解約返戻金などをお支払いする場合には、元利合計額を保険金額・解約返戻金額から差し引きます。

※主契約部分の解約返戻金のみが対象となる保険種類もあります。

※ご加入になる保険種類やご契約内容によっては、ご利用いただけない場合があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

一時的に保険料のご都合がつかないとき

保険料自動振替貸付制度

保険料払込猶予期間を経過した場合でも、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的にお立替えすることにより、保険契約を有効に継続することができます。

- 利息は会社所定の利率で計算します。(複利計算)
- 返済方法は全額(一括)返済または一部返済となります。
- 保険金や解約返戻金などをお支払いする場合には、元利合計額を保険金額・解約返戻金額から差し引きます。

※お立替えしたときはその旨をご通知します。

※この制度は、ご契約の際あらかじめ希望されない旨のお申し出があったご契約については適用されません。

※ご加入になる保険種類やご契約内容によっては、ご利用いただけない場合があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

保険料の負担を軽くしたいとき

保険金額の減額

保険金額を減額することによって、お払いいただく保険料を少なくし、ご契約を継続することができます。

※減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合はお取扱いできません。

※主契約の保険金額を減額されると、同時に各種特約の保険金額も減額されることがあります。

保険期間、保険料払込期間の変更

エヌエヌ生命所定の範囲内で保険期間または保険料払込期間を変更することによって、保険料の払込金額を少なくすることができます。

※ご加入になる保険種類やご契約内容によっては、ご利用いただけない場合があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

途中で保険料のお払込みを中止し、ご契約を継続したいとき

払済保険への変更

終身保険の場合

- 変更時の解約返戻金を一時払いの保険料として保険料払済の終身保険に変更することができます。
- 以後の保険料のお払込みは不要であり、保険期間に変更はなく保障は生涯続きますが、保険金額は元のご契約の保険金額より小さくなります。
- 各種特約は消滅します。(リビング・ニーズ特約など、一部の特約は継続します。)

養老保険の場合

- 変更時の解約返戻金を一時払いの保険料として保険料払済の養老保険に変更することができます。
- 以後の保険料のお払込みは不要であり、保険期間に変更はありませんが、保険金額および満期保険金額は元のご契約の保険金額より小さくなります。
- 各種特約は消滅します。(リビング・ニーズ特約など、一部の特約は継続します。)

※上記以外にもお取扱い可能な保険種類があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

延長定期保険への変更

終身保険の場合

- 変更時の解約返戻金を一時払いの保険料として保険料払済の定期保険に変更することができます。
- 以後の保険料のお払込みは不要であり、保険金額は変更前のご契約と同額で、変更時の解約返戻金の額により延長保険期間を定めます。
- 各種特約は消滅します。

養老保険の場合

- 変更時の解約返戻金を一時払いの保険料として保険料払済の定期保険に変更することができます。
- 以後の保険料のお払込みは不要であり、保険金額は変更前のご契約と同額で、変更時の解約返戻金の額により延長保険期間を定めます。
- 各種特約は消滅します。
- 延長保険期間が変更前のご契約の残余保険期間を超える場合は変更前の満了日までとし、その超過部分については生存保険金を付加し、延長保険期間満了時にお支払いします。

※上記以外にもお取扱い可能な保険種類があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障の見直しをしたいとき

コンバージョン(他の保険契約への加入)

保険に加入できない健康状態の場合でも、「無診査で」「何度でも」保障を見直すことができます。新しいご契約については、コンバージョン時における被保険者の年齢によって計算された保険料をお支払いいただく必要があります。

※コンバージョンのお取扱いに関しては諸条件があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※終身保険は、資料作成日現在新規募集を一時停止しています。

ご検討・お申込みに際しましては必ずご確認ください

保険契約の大切なことがらの一部をご説明しておりますので、ぜひご一読くださるようお願いいたします。なお、ご検討・お申込みの際は必ず「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

ご契約のお申込みの撤回など(クーリング・オフ制度)

申込者またはご契約者は、申込書を記入していただいた日、またはお申込みの撤回などに関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり・約款」など)の交付日もしくは第1回保険料充当金が着金した日の、いずれか遅い日からその日を含めて10日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。お申込みの撤回などがあった場合、エヌエヌ生命は申込者またはご契約者に領収金額を全額返還いたします。ただし、①エヌエヌ生命が指定した医師による診査が終了した場合②債務履行の担保のための保険契約である場合③既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)である場合は、ご契約のお申込みの撤回などはできません。

告知義務と告知義務違反について

ご契約の申込書・告知書は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身でご署名・ご捺印をお願いいたします。また、ご契約に際して、ご契約者や被保険者には、現在の健康状態やご職業などについて告知していただく義務があります。告知受領権はエヌエヌ生命(エヌエヌ生命所定の書面「告知書」)およびエヌエヌ生命が指定した医師が有しています。エヌエヌ生命の生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、エヌエヌ生命の生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。告知いただくことからは告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、エヌエヌ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

保険金・年金・給付金のお支払いができない場合について

以下のような場合、保険金・年金・給付金のお支払いができない場合があります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合
(ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。)
- 告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- 責任開始の日(または、保険期間の始期の属する日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺や、ご契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失によりお支払事由に該当した場合など
- 保険金・年金・給付金詐取目的による事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、ご契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由により、ご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過し、ご契約が効力を失った場合
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合、または不法取得目的によりご契約が無効となった場合

※保険種類により異なりますので、ご検討・お申込みの際は必ず「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

解約について

お払込みいただいた保険料は預貯金と異なり、一部は保険金などのお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費に充てられます。したがって、解約されますと、解約返戻金は多くの場合、お払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。解約返戻金の額は保険種類・契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

※保険種類により異なりますので、ご検討・お申込みの際は必ず「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

契約内容の変更について

保険料のお払込みが困難になられたときでも、ご契約を継続する方法があります。

一時的に保険料の都合がつかないとき…

▶ 保険料の自動振替貸付

途中で保険料のお払込みを中止し、ご契約を継続したいとき…

▶ 払済保険への変更
延長定期保険への変更

保険料の負担を軽くしたいとき…

▶ 保険金額の減額
保険期間、保険料払込期間の変更

※ご加入になる保険種類やご契約内容によっては、ご利用いただけない場合があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。